
令和6年 第135回(定例)新温泉町議会会議録(第4日)

令和6年12月17日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和6年12月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認について
(専決第6号)令和6年度新温泉町一般会計補正予算(第3号)
の専決処分について
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認について
(専決第7号)令和6年度新温泉町一般会計補正予算(第4号)
の専決処分について
- 日程第4 議案第76号 林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結について
- 日程第5 議案第77号 牧場公園リフト動力設備修繕工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第78号 令和6年度新温泉町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第7 議案第79号 令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
について
- 日程第8 議案第80号 令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)に
ついて
- 日程第9 議案第81号 令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予
算(第3号)について
- 日程第10 議案第82号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第11 選挙第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第12 請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、
長時間労働是正を求める意見書採択の請願について
(民生教育常任委員会委員長報告)
- 日程第13 議案第86号 令和6年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第14 議案第87号 令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
3号)について
- 日程第15 議案第88号 令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)に
ついて
- 日程第16 議案第89号 令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予
算(第4号)について
- 日程第17 議案第90号 令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第2号)に
ついて

- 日程第18 議案第91号 令和6年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第19 議案第92号 令和6年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第20 議案第93号 令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
日程第2 承認第2号 専決処分の承認について
（専決第6号）令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
日程第3 承認第3号 専決処分の承認について
（専決第7号）令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
日程第4 議案第76号 林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結について
日程第5 議案第77号 牧場公園リフト動力設備修繕工事請負契約の締結について
日程第6 議案第78号 令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第7 議案第79号 令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第8 議案第80号 令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第9 議案第81号 令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第10 議案第82号 教育委員会委員の任命同意について
日程第11 選挙第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第12 請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について
（民生教育常任委員会委員長報告）
追加日程第1 意見書案第3号 持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について
-

出席議員（16名）

1番	中村茂君	2番	西村龍平君
3番	澤田俊之君	4番	米田雅代君
5番	岡坂遼太君	6番	森田善幸君
7番	浜田直子君	8番	河越忠志君
9番	竹内敬一郎君	10番	重本静男君
11番	岩本修作君	12番	宮本泰男君

13番 中 井 勝君

14番 中 井 次 郎君

15番 小 林 俊 之君

16番 池 田 宜 広君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 島 木 正 和君 書記 …………… 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	西 村 銀 三君	副町長 ……………	西 村 徹君
教育長 ……………	山 本 真君	温泉総合支所長 ………	小 谷 豊君
牧場公園園長 ………	嶋 津 悟君	総務課長 ……………	中 井 勇 人君
企画課長 ……………	水 田 賢 治君	税務課長 ……………	石 原 通 孝君
町民安全課長 ………	村 尾 国 治君	健康課長 ……………	朝 野 繁君
福祉課長 ……………	松 本 晃君	商工観光課長 ………	福 井 崇 弘君
農林水産課長 ………	原 憲 一君	建設課長 ……………	森 田 忠 浩君
上下水道課長 ………	谷 岡 文 彦君	浜坂病院事務長 ………	宇 野 喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	松 岡 宏 典君	会計管理者 ……………	山 本 幸 治君
こども教育課参事 ……	樹 岡 正 宏君	生涯教育課長 ………	西 脇 一 行君
調整担当 ……………	谷 口 修 一君	代表監査委員 ………	島 田 信 夫君

午前9時30分開議

○議長（池田 宜広君） 皆さん、おはようございます。

第135回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われておりますので、本日は、その結果の報告、提出議案であります事件案、人事案、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算案を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第135回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（池田 宜広君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告をいたします。

去る12月6日の会議以来、それぞれの会合に出席をしておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、議会運営委員会が12月6日、本日17日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

岩本委員長。

○議会運営委員会委員長（岩本 修作君） おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日は、12月6日の全員協議会終了後と本日午前9時より行っております。

まず最初に、12月6日の協議事項について報告をさせていただきます。第135回新温泉町議会定例会提出議案議事運営についてでございます。

町長提出追加議案についてです。人事案が1件で、教育委員会委員の任命同意についてであります。

次に、議会提出追加議案についてです。兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてであります。

次に、議事日程及び議事運営についてですが、資料に掲載していますので、御清覧のほうをよろしくをお願いいたします。

次に、人事案件の採決方法についてですが、記名投票にすることといたします。

次に、閉会中の継続審査申出についてですが、引き続き、議長に申し出することといたします。

次に、本日午前9時より行われた協議事項について報告をいたします。第135回新温泉町議会定例会提出議案議事運営についてであります。

町長提出追加議案について、条例案が3件で補正予算案が8件、計11件であります。主に人事院勧告に基づくものであります。

次に、議事日程及び議事運営についてであります。資料に掲載してありますので、御清覧のほうをよろしくをお願いいたします。

以上で報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 岩本委員長、ありがとうございました。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が12月10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

12月10日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課の所管事務調査を行いました。

牧場公園課は、報告事項1件です。令和6年度牧場公園工事進捗状況については、高圧電源ケーブル更新と但馬牧場公園牛つなぎ場の屋根の新設、そして、小展望台外壁改修工事であります。

協議事項は1件です。令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

農林水産課は、報告事項2件です。ツキノワグマによる人身事故の発生については、11月21日、新温泉町切畑で、鹿、イノシシ用のくくりわなにかかっていたツキノワグマに有害鳥獣捕獲班員が襲われました。県の管理計画では、熊の錯誤捕獲があった場合は、原則として同一町内に放獣するとなっていますが、熊の出没は住民に強い恐怖心や不安感を与え、生活面、精神面での大きな負担となっています。錯誤捕獲であっても殺処分できるよう、委員会としても県に要望する方向で検討したいと思います。

浜坂漁協第1市場増設事業については、既存の荷さばき施設を増設して女性専用トイレを整備し、女性の就労環境改善を図るものです。

協議事項は3件です。林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結については、落石防護網工の配置計画の見直しを行い、施工面積を9平米追加し、また、法面流木を追加伐採するものです。委員会として了承しました。

牧場公園リフト動力設備修繕工事請負契約の締結については、スキー場の動力設備は設置から29年経過し、運行中に緊急停止するなど、安全な運行に支障を来しているため、動力設備を修繕するものです。委員会として了承しました。

令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

建設課は、報告事項1件です。町道久谷桃観線、旧国道178号の災害復旧に伴う対応については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件です。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、2、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）については、いずれも委員会として了承しました。

税務課は、報告事項1件です。令和6年度町税等徴収実績については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件です。令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

商工観光課は、報告事項2件です。日本の伝統的酒造りのユネスコ無形文化遺産登録についてと、田井ノ浜における国立公園事業の実施についてであります。委員会資料を

御清覧ください。

協議事項は1件です。令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）についてのひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業の採択に係る財源の変更については、湯村温泉が県のユニバーサルツーリズム推進エリアに認定され、補助金の交付が決定したため、インバウンド安全・安心対策推進事業補助金の減額とユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業補助金を増額するものです。一般会計補正予算（第5号）について、委員会として了承しました。

企画課は、報告事項2件です。第2次新温泉町総合計画後期基本計画の令和5年度実績についてと、人口減少対策PT、プロジェクトチームの政策提案についてであります。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件です。令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）についての自治体情報システムの標準化関係の補正については、移行計画の見直しに伴い、標準化対応業務の大部分が来年度以降に先送りになったため、調整するものです。一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

総務課は、報告事項1件です。新温泉町財政計画についての詳細は、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、2、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、3、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、いずれも委員会として了承しました。

次に、要望書についてであります。令和7年度新温泉町商工会並びに中小企業振興政策に係る要望については、当局に対して適切な対応を要請するということにいたしました。

閉会中の継続調査を10件について、議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について、質疑がありましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） ちょっと1点だけお尋ねします。令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）、このひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業への採択に係る財源の変更っていうのは、ちょっともう少し詳しく教えていただけませんか。

○議長（池田 宜広君） 竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） それについては、補正予算書の歳入、3ページと5ページ、プラス委員会資料の5ページを見ていただければ確認できますが、

それを見ていてください。ここで改めて説明する必要はないと思います。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

これをもって質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が12月11日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） それでは、民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日は、令和6年12月11日であります。調査内容、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、町民安全課、健康課、福祉課、こども教育課、生涯教育課、上下水道課に係る所管事務調査を行いました。

まず初めに、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、報告事項1件。1、公立浜坂病院事業の利用状況及び経営状況について、これにつきましては、詳細は委員会資料を御清覧ください。

町民安全課、協議事項1件。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、委員会として了承いたしました。

健康課、協議事項2件。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、2、令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

福祉課、協議事項2件。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、2、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

こども教育課、報告事項1件。1、新温泉町立中学校と兵庫県立浜坂高等学校との連携に関する説明会について。説明を11月20日、浜坂多目的集会施設2階ホールで30名の出席。11月22日、夢ホールで22名の参加。委員から参加が少ないと指摘があり、PTA等説明をするというようなことを言われてました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、委員会として了承いたしました。

次に、生涯教育課、報告事項3件。1、令和7年新温泉町二十歳のつどい実施概要について、2、令和6年度新温泉町偉人マンガ篠原無然の制作事業等について、3、学生演劇及び劇団、演劇ファクトリー公演の実施についてであります。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項1件。1、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、委員会として了承いたしました。

上下水道課、報告事項1件。1、水道水の有機フッ素化合物、PFASへの対応についてであります。これは、環境省や都道府県等が実施した調査において、河川、地下水等の水環境でPFOS、PFOAの暫定目標値を超過する事例が確認されたことにより、これを踏まえて、本町においても町内全ての浄水場の原水について、少なくとも1回は水質検査を行い、濃度の把握に努めるといようなことでもあります。令和6年度、2か所実施しております。新市と竹田で、いずれも暫定目標数値以下であったという報告がありました。残りの21か所は、令和7年度に調査するということでもあります。

次に、請願審査についてであります。これは後ほど報告をさせていただきたいと思っております。

3の閉会中の継続調査であります。閉会中の継続調査申出書のとおり、9件について議長に申し出ております。

以上で民生教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 委員長、報告のうちの3番目は、ちょっとこれ読んで、3番目、請願。後ほどの報告じゃなしに、委員会としてこうだったということは読んでください。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） 大変失礼いたしました。

ちょっと2番に戻ります。請願の審査について、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願については、委員会で採択することに決定をいたしております。

以上で民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田 宜広君） 違うな。もう一回。（発言する者あり）それはそれ。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） 不手際を申し訳なく思っております。

先ほどの請願の審査につきまして、委員会で採決の結果、全員了承で採択することに決定をいたしております。以上であります。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について、質疑がありましたらお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ありませんね。

これをもって質疑を終わります。

重本委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 承認第2号

○議長（池田 宜広君） 日程第2、承認第2号、専決処分の承認について（専決第6

号)令和6年度新温泉町一般会計補正予算(第3号)の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定により議会の御承認を賜りたく御報告を申し上げます。

内容につきまして、休憩中に担当課長が申し上げたとおりであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(池田 宜広君) 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田 宜広君) 異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

日程第3 承認第3号

○議長(池田 宜広君) 日程第3、承認第3号、専決処分の承認について(専決第7号)令和6年度新温泉町一般会計補正予算(第4号)の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定により議会の御承認を賜りたく御報告申し上げます。

内容につきまして、休憩中に担当課長が申し上げたとおりであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(池田 宜広君) 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

日程第4 議案第76号

○議長（池田 宜広君） 日程第4、議案第76号、林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきましては、農林水産課長が説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第76号、林道三尾御崎線道路改良工事請負変更契約の締結につきまして御説明をさせていただきます。

まず、これまでの経過でございます。審議資料の2ページをお願いいたします。林道三尾御崎線につきましては、2ページの位置図の施工箇所におきまして、令和5年2月に最大で1メートル以上の落石が数個確認されております。この対策工事の実施に当たりまして、令和5年度に調査測量と対策工事の設計を実施いたしております。今年度には7月10日に工事入札を執行し、7月11日に落札業者との仮契約を締結いたしました。その後、7月26日の臨時議会において契約案件の御承認をいただき、同日に工事請負本契約を締結いたしております。

1ページに戻っていただきまして、まず、1の変更の理由についてでございますが、主要工種であります高エネルギー吸収型落石防護網工の施工に当たりまして、道路線形及び法面の凸凹に考慮いたしまして、起工測量により現場地形に沿った配置計画の見直しを行った結果、材料製品の各部材寸法にそれぞれ若干の変更が生じたことにより、4ページ、展開図にお示しのとおりですが、部材寸法となったものでございます。

なお、二段書きの数値表示の上段括弧書きが変更前、下段の裸書きが変更後になります。

3 ページには代表断面図をお示ししておりますので、御清覧いただきたいと思ひます。

1 ページに戻っていただきまして、2 の変更内容といたしましては、高エネルギー吸収型落石防護網工の施工面積が9 平米増加となります。

次に、高エネルギー吸収型落石防護網工の施工に当たり、起終点の横ロープの施工と法面の高所における伐採作業の安全を確保するために、高所作業用機械、伐採木の集積機械を追加し、法面立木の伐採が6 0 0 平米追加となります。

3 の変更金額ですが、7 1 7 万8,6 0 0 円の増額となり、変更後の請負金額が1 億5 7 7 万7,1 0 0 円となるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、契約の目的は林道三尾御崎線道路改良工事でございます。2 の契約の方法は随意契約、3 の契約の金額は7 1 7 万8,6 0 0 円の増額で、全体額が1 億5 7 7 万7,1 0 0 円です。4 の契約の相手方は兵庫県美方郡新温泉町浜坂2 5 8 7 番地の1、株式会社大上建設代表取締役、西村武氏でございます。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしく願ひいたします。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） この工事に関しては、コンサルタントのほうで測量されて設計されてこの発注に至ったと思うんですけども、起工測量と当初の測量との違いはどんなことがあったのかなということと、それと、今回の見直しの計画自体を実際のその元の設計者が何か関わっておられるのか、それとも発注者側あるいは請負者側で提案されたものかということをお聞きしたいと思いますし、あと防護網の設置が9 平米に対して立木の伐採が6 0 0 平米の追加ということで、傾線のほうの延長とかが変わったということは想定できるんですけども、その6 0 0 平米に至ったということの妥当性についてはどのようにお考えなのかを教えてくださいませんか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） まず、実施設計段階での考え方でございますが、設計のコンサルタント会社の設計に基づいて実施設計を行っております。あくまで机上、測量はいたしておりますが、机上の設計という作業になります。その中で落石防護網工の配置計画等を行っております。

また、伐採作業につきましては、当初設計におきましては標準的な伐採作業として捉え、積算上も設計をしております。それに対して、今回請負契約が調い、現場着手する中で起工測量を行い、施工計画を立てる中で、施工業者のほうで施工方法について提案がございました。その中で現場担当者のほうと協議を行い、今回の落石防護網工につきましては、起工測量に基づいて製品の発注を行うための厳密な計測と申しますか、現場で測量を行ったわけですが、それに基づいて、さらに精度の高い測量を行って製品の発注を行ったということでございます。その結果、若干の寸法の誤差が生じたということ

でございます。

また、伐採作業につきましては、具体的な伐採作業につきまして、施工計画に基づいて、施工業者のほうの提案に基づいて現場の担当者の方と協議を行い、安全対策のために、高所の作業におきましては高所作業車が必要であり、また、伐採した立木について集積作業を行うために集積用の機械が必要になったということでございます。600平米の追加につきましては、起終点方向に横ロープを固定のために延ばす必要がございます。その横ロープの固定について、支障となる立木部分の伐採が追加で必要になったことが大きな変更の理由となります。以上です。（「答弁が返ってない」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○委員（河越 忠志君） 当初の設計者は、この変更について何らかの関わりをされたかということをお聞きしたつもりです。

というのは、本来測量っていうのは、ちゃんと委託費を計上して発注されてるものです。起工測量は、当然それに基づいて実際のものでやっていくわけですが、起工測量そのものについては、特に単価をもってやられてないと思うんですけども、その中で一定レベルの変更、あるいは、その追加というのは、単純に追加だったのか、あるいは形が変わってきてるのか、その辺りについてちょっと説明がなかったのと、あわせて、当初設計との関係性、請負者の提案というふうに今おっしゃられたんですけども、その辺の妥当性について、本町の技術者がおられるわけですが、そこら辺についての妥当性っていうことについては、一定レベルで第三者的にチェックしていただくっていう必要があるのではないかなと単純には感じるわけですが、その辺りについてのお考えについて御説明いただけますでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 変更契約に当たって、当初設計者との関わりという部分についての御質問ですが、特にその当初設計に当たっては、必要な設計提案をさせていただいてますので、さらにその詳細な材料発注に当たっての、今回寸法が変更になったわけですが、そこに当たって寸法が変更になるということについては、特に当初設計者との確認は取っていない状況でございます。

また、すみません、質問の内容なんですけど、追加となった部分の第三者的に確認をするという御質問だったのでしょうか。特にそういったことは考えておりません。変更設計に当たっては、当初設計の内容について、特に疑義があった場合、当初の設計担当者に確認は取る場合はございますが、現場を確認する中で必要性を、必要が生じて今回伐採作業についても変更を行ったということですので、請負業者と現場の担当者との協議の中で変更の判断をしているところでございます。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 私がお尋ねしたのは、その9平米、単純に面積としてエ

リアが広がったということなのか、全体として形状が変わって、結果としての数量がただ9平米、結果として、形は変わったけども、面積として、ただ9平米の増ということになったという意味合い。

今回の中で、起工測量をしたことによって追加が起こったということなので、当初の測量との、要は当初、コンサルタントが判断し得なかったようなことが起こって変更が起こったというのが当たり前の考え方だと思うんですけども、そのときに、単純にその請負者の提案で担当者が承認した的なレベルではなくて、当初の設計者が、こういった事情が起こってこう変更するんだけども、これって妥当だろうかというようにことについて助言を求める、それは、ある意味での第三者的な考え方を評価として入れるという意味でお尋ねしたわけですけども、単純に当事者、当事者という格好になってくる中で、公金を使っていくわけですから、より中立性というか妥当性っていうのを高めていく必要があると思うんですけども、その辺りについて、ちょっと私、今の御説明ではどうかなという気もするので、これに反対するという意味合いではないんですけども、予算執行していく上での慎重な事業推進っていうことが求められるのではないかなと思いますので、その辺りについて御見解をお願いしたいと思います。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 落石防護網工の寸法の変更についてでございますが、当初設計につきましては、横断測量であったり縦断測量というようなことで、当初、測量作業に基づいた設計を行っております。

それに対して、今回材料発注に当たって、改めて詳細な寸法を採寸した結果によりますので、実施設計の段階では行ってないような細かな採寸というものも材料発注に当たって行っているという認識でございます。

そういったことで、当初の実施設計に当たっての寸法、それが誤っていたとかっていうことではなくて、より細かな採寸によって、代表断面といいますか、測量では現れてこなかったような凸凹の部分、そういったところに落石防護網工を合わせるためにそういった部分的なその寸法の変更が生じたというふうな認識で考えております。ですので、通常の施工に当たってこういった変更というのは起こり得るという認識でございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 今、かなり専門的なお話になったので、素人っていったらおかしいですけども、今、お話を聞いてた中で、これ、たしか競争入札というか、何者か競合しての入札だったと思うんですけども、それでこの施工業者が決まったっていうことは、じゃあ、契約をした後できちんとしたことをやって、いろいろ注文をする段階によって、きちんとしてやったら違っていましたから、これ変更をお願いしますっていう話であったら、何のための競争入札であったのかどうなのかっていう部分の中で、私

はすごく疑問を感じたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

この工事をするっていうことの中であの金額を入札されて、それでこの業者が決まったという認識で、それで、その後、工事をじゃあしますよっていう段階になって、いやいや、この分足らなくなりましたから、717万円、この分認めてくださいねって話であれば、じゃあ何のための競争入札であったのかっていう話になろうかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 今回増額の内訳としましては、落石防護網工、製品の若干の寸法変更ということで、それに係る増額の部分と伐採作業の面積が増加になった部分の増額の要素というのがございます。

落石防護網工につきましては、通常材料発注する際に、先ほどから説明申し上げたような細かな採寸を行って材料発注を行います。したがって、実施設計の段階では分からなかったような現場の、どういったらいいんでしょう、形状であったりとか、そういったものも改めて起工測量で採寸した上で発注をするということで、実施設計での設計内容が明らかに誤っていたとかいうようなことではなくて、施工に当たって必要な、材料発注に当たって必要な測量、採寸を行ったという結果に基づくものでございます。

また、伐採作業につきましても、実際にその落石防護網工を設置するに当たって、こういった部分に施工が及ぶかというようなことも、施工計画の中で具体的に計画を立てる中で、伐採が必要なエリアがどこまで及ぶかということを検討いただいて、現場担当者のほうと協議をする中で、必要範囲を今回設計に加えたということでございます。

○議長（池田 宜広君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） ですので、先ほど河越議員が質問したところの第三者の意見というか、そういったものを求めたのかっていうところは、そういった意味で、最初の競争入札をする段階での公平性、そういったことを考えた中で、多分いろんな業者の方がこの工事を入札をする際に、いろんなことを考えられた中で、いろんなことが考えられるということの中で入札をされてると思うんです。ですので、そういった中で考えたときに、こういう変更はすぐすぐ起こり得るという話だったとすれば、本当にこの変更が、第三者が見て、やっぱりそれはしなければこの工事が順調に進まないっていう格好の中、そういったことが第三者として、きちっとして検証されるべき話だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 入札によって今回の工事というのは契約の相手方を決定しております。最低落札業者ということで、その相手方と今回契約に至っております。契約の相手方と今回変更契約に当たって協議をする中で、変更金額の案を決めさせていただいたというところでございます。

変更契約の金額を調整するに当たりまして、第三者的な方の御意見をという、そうい

った手続は、変更契約の手続の過程の中で、特には求めないという認識でございます。

○議長（池田 宜広君） そのほか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第 5 議案第 7 7 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 5、議案第 7 7 号、牧場公園リフト動力設備修繕工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、牧場公園リフト動力設備修繕工事請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第 7 7 号、牧場公園リフト動力設備修繕工事請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

まず、これまでの経過でございます。令和 4 年度に開催した牧場公園リフトの在り方検討委員会の検討結果により、町はリフトの寄附を受け入れ、併せて県立但馬牧場公園スキー場リフトの存続に係る計画を策定し、常任委員会等でも内容の御報告をさせていただいているところでございます。その計画の中で、今回のリフトの動力設備修繕工事は令和 6 年度の実施計画となっており、当初予算において、但馬牧場公園スキー場リフト改修事業を令和 7 年度を期間とする債務負担行為の設定をさせていただき、これまで工事発注の準備を進めてまいりました。

それでは、審議資料の 6 ページをお願いいたします。1 の事業の概要でございます。工事名は牧場公園リフト動力設備修繕工事、場所は、7 ページの位置図にもありますように、丹土地内の県立但馬牧場公園内に位置します。目的は、牧場公園スキー場リフトの動力装置は、設置から 2 9 年が経過し、老朽化により運行中に緊急停止するなど、安全運行に支障を来しているため、本工事による修繕を行い、運行の安全を図るものでございます。

2の工事の概要についてでございますが、機械設備一式、据付け工事一式になります。機械設備の内訳といたしましては、機械金物材料費となります。主なものといたしましては、電動機、減速機、発電機、ドーム上屋、ドライブ盤、制御装置などになります。また、据付け工事につきましては、これらの機械設備の据付け工事費になります。

3の工事の期間でございます。契約締結日から令和8年3月31日を終期としております。

4の契約者は、安全索道株式会社になります。

当該工事につきましては、既存のリフト設備のうち動力設備の修繕を行うものでありまして、既設の設備と密接不可分の関係にございます。したがって、本設備を製造・管理する者以外に施工させた場合に既設の設備に著しい支障が生じるおそれがあり、安全な運行が困難となることから、当該業者との契約を行うものでございます。

8ページの配置図をお願いいたします。今回の工事対象である動力装置部分の平面図、断面図をお示ししております。

9ページには原動機設備の構造図を掲示しております。御清覧をお願いいたします。

それでは、5ページ、見積公表調書をお願いいたします。11月25日に対象業者から見積書の提出がございました。最終見積額は9,700万円で、これに10%相当額を加算した金額が決定金額となります。

それでは、議案に戻っていただきまして、1の契約の目的は牧場公園リフト動力設備修繕工事、2の契約の方法は随意契約、3の契約の金額は1億670万円、4の契約の相手方は滋賀県守山市勝部町471番5、安全索道株式会社代表取締役社長、西川正樹氏でございます。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第6 議案第78号

○議長（池田 宜広君） 日程第6、議案第78号、令和6年度新温泉町一般会計補正予

算（第5号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第79号、令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてから議案第81号、令和6年度新温泉町浜坂地区……。

○議長（池田 宜広君） もとい。

暫時休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和6年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はございませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 3点ほどお尋ねします。

まずは、3ページ、15款2項2目民生費国庫補助金、2節子ども・子育て支援交付金271万4,000円ということで、補助率3分の2というふうに説明で書いてあります。そして、児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金、これが補助メニュー替えて165万円減、これは補助率が2分の1となっております。そして、4ページに16款2項2目民生費県補助金、2節利用者支援事業補助金62万8,000円、これが説明には補助率6分の1ということで、メニューの変更で町の一般会計からの負担が減少するわけですが、これは支出としては当初どおりなのか、その辺。

それから、あと、この3分の2と6分の1の補助ということだと、全体額が377万円になるんですが、減額された児童虐待・DV対策等の補助金、これ2分の1なので、そうすると330万円ということに全体額がなるんですけど、この差異というものはどういうことなのでしょうか、お尋ねします。

それから、8ページ、3款1項4目老人福祉費、18節補助金51万円、補聴器の購入増ということで説明が書かれておりますが、実際もう現段階で予算オーバーしているということでしょうか。そうすると、それは何名オーバーで、見込みとしてさらにこれぐらいあるからこういった予算になったという、ちょっと内容を教えてください。

それから、13ページ、9款1項1日常備消防費856万8,000円の増額であります。事業負担金と特別負担金が増ということですが、これの内容を教えてください。

以上、3点であります。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 1点目の子ども・子育て支援交付金の増額とそれに伴いまして児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金の減額、メニュー替えによるものでございます。歳出については、当初、人件費相当については変更はありませんので、受けるところが変わったと。それに、国の事業の拡充によりまして、以前は国2分の1であったものが、子ども・子育て支援交付金として国庫分が3分の2と、それから県の補助金として、利用者支援事業補助金として6分の1がということで、町のほうの持ち出しが2分の1から6分の1に下がったという、要は県の、国の拡充によるものでございます。

それと、もう1点の、2点目のものをもう一度お願いしてよろしいですか。（発言する者あり）

それともう一つ、補聴器の分については、当初予算では30件分見ておりました。ただ、10月の時点で6割以上の22件程度を超える状態に来ておりましたので、47件分、17件を増額するものであります。今の時点では、その辺りを見越して増額しようとしているもので、支出ができないという状況には至っておりません。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 常備消防費の増額でありますけども、広域事務組合の退職者に係る退職手当組合の特別負担金の増によるものであります。

○議長（池田 宜広君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 最初の質問ですが、3分の2補助ということで、じゃあトータルはというふうなことを計算したら、大体377万円になりまして、それで、当初の児童虐待・DV対策だと、165万円減で2分の1ということだと330万円、全体事業が、計算するとそうなりますよね。だと差額が47万円ぐらい出てくるわけですけど、これの、何というか、内容というか差額、どういう差でこうなったのかと。そうすると、増えるわけですから支出も増えないといけないということと、それか、あるいは増えないというのであれば、さらに町の負担が減るというふうには、6分の1よりも少なくなるというふうに見たらよろしいのでしょうか。

それから、消防のほうは、そうすると人件費等のことで、施設とか、何か設備関係の増ということではないということでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 165万円の国庫の分なんですけれども、令和6年の当初予算の積算の部分での受けのところの積算が、令和6年度の事業費のベースで所要額を見てたために165万円と。ただ、実際の支出としては370万円相当になるので、本来この事業が動いていれば、交付申請を行って、事業費が申請額、内示等で固まる時点

で増額補正等を本来行って、370万円に対する2分の1とすべきだったところを、今回事業のメニューを替えたということで、この時期でさせてもらったというふうな形になっております。

○議長（池田 宜広君） 村尾町民安全課長。

○町民安全課長（村尾 国治君） 事業の執行の中で執行残等もありますけども、大きなものとしましては、退職手当組合の特別負担金が大きなものということで、それが増額になっているということになります。

○議長（池田 宜広君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしたら、歳出のほうも増額はすべきではないんでしょうか。そうすると、歳出がもし増えた分については、また後日の補正か決算段階で増えるような形になるんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 松本福祉課長。

○福祉課長（松本 晃君） 歳出につきましては、児童福祉総務費の人件費の総額の中で、総務課を中心に計算する中で、ある程度余剰が出れば、その辺りで補正をするという形は考えておりましたけれども、今のところでは、歳出に対する増額まではしなくても執行できる状況になっていると聞いております。

○議長（池田 宜広君） そのほか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 僕は所管の委員会ですので、発言は控えるんですけど…

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

議事を進めます。

そのほかございませんか。ございませんね。（「議長、休憩してください」と呼ぶ者あり）

発言停止をしますよ。（「約束事項ができてないという部分についてです」と呼ぶ者あり）

所管の委員会ならやめてください。（「委員会で約束したことが資料提出ができてないから発言してます」と呼ぶ者あり）

やめてください。着席願います。

議事を進行いたします。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませぬね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前10時32分休憩

午前10時48分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

ただいま休憩中に協議をいただきましたとおり、議案第79号から議案第81号までの令和6年度特別会計3会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は、会計ごとに行います。

日程第7 議案第79号 から 日程第9 議案第81号

○議長（池田 宜広君） 日程第7、議案第79号、令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第8、議案第80号、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第9、議案第81号、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第79号、令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてから議案第81号、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田 宜広君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第79号、令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第80号、令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑はありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

議案第81号、令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 少し気になることがあって。多分、浜坂道路の残土なんですけど、香美町のほうに向かってトラックが何台か走ってますよね。多分全てを、僕の認識では、その残土処分場に持っていくと思ってたんですけども、あれは入り切らるので香美町のほうに持っていつているのかな。

あと、今、結構埋立て進んでるんですけど、何%というか、何割ぐらい埋立てができていいのかちょっと確認をさせてください。

○議長（池田 宜広君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ございませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今、やっていましたね。浜坂道路の関係での、土量の今

後のことであったり、現在の町の処理場の能力的なものであったり、その辺りについて
の見込みについて御説明いただけますでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） これまでから何回も御説明はさせていただいてると思う
んですけども、和泉谷残土処分場につきましては、全体で130万立米が、こちらが設
計ではそうっております。それに対しまして、浜坂道路の関係で100万立米を受け
入れるという計画で動いております。現在、ちょっと古い、10月末ぐらいだったかな
と思うんですけども、60%程度、それに対して130万立米の60%が現在入ってお
ります。

先ほどありましたけども、香美町に向かっているのも、そういった計画の中で浜坂道
路の当初の搬入量が増えるという見込みの中で、100万立米は全体で受け入れる、満
杯になるという計画ですけれど、それより多く出るということで、香美町に向かっ
ているのがあったり、あと一度に、1日に何台も受け入れるということが不可能でござ
いますので、その分を振り分けていたり、あと国道178の交通量の関係でダンプトラッ
クが多くなるということで、地元のほうからの要望があったりして、ルートを変えて運
んでいるという状況もございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 浜坂道路の関係で100万立米ということで、残りが3
0万立米、これはほかの公共事業であったり民間事業を含んでおられるのかも分かりま
せんけども、この30万立米についての現在の受け入れる中で、進捗なり見込みとして
今、不足しているという可能性があって香美町のほうに向かっているということであれ
ば、その30万立米について、幾らかでも見直しをする必要はないのか。全体の工事に、
浜坂道路の工事の総費用にも影響してくると思う、距離が変わってきますから。そこら
辺を、当初どおり最初からそれが香美町に向かうっていうことであればよかったん
でしょうけども、そうではなくて、実際に浜坂道路の計画自体が残土が多くなってる
ということが情報として流れてきているので、その辺り、可能であれば本町で受け入
れるっていう体制を取っていくっていうことがある意味で有効ではないかなと思うん
ですけども、その残りの30万立米、あるいは、最終的な見込みとしてのものと実
際に再算定等を行うなり、そういったことの中で、130万立米がぴったりそうになる
のか、あるいはもしかしたら少し減ったり、逆にもうちょっと余裕があったり、そ
の辺りについての建設課としての把握というのはあるんでしょうか。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） 浜坂道路以外で30万立米、こちらにつきましては、土
木の工事、堰堤の工事やったり、浜坂道路以外の県の公共事業であったり、本町
の事業であったりということ、そういうことで動いております。ただ、そちらにつ
きましての見込みについては、今の段階ではなかなかその残土の搬入量が、向
こう1年でも、土木

からの情報でも動いたりするもので、なかなかつかみ切れないということもございますので、そこまでの検討までは至っておりません。

また、それが満杯になりますと、次の残土処分場の建設ということも視野に入れるということもございますので、現段階では、そういったところまでの検討はできてないのが実情でございます。以上です。

○議長（池田 宜広君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 実質的に公共事業等が動いていったり、浜坂道路での実際の残土量が計画より増えていったりしたときに、最も地元である本町のほうでの受入れってということについての検討というのは、兵庫県との協議も当然必要なわけですけども、その辺りについて、事前にやっていくことが工事の進捗をストップさせないということにもつながりますし、浜坂道路の計画変更等についても柔軟に受け入れるってということも可能になってくることもありますので、十分県と協議をされて、精いっぱい地元として協力していく体制を取っていただくという必要があると思いますので、少なくとも検討については進められるべきだと思いますので、その辺りよろしくお願いします。

○議長（池田 宜広君） 森田建設課長。

○建設課長（森田 忠浩君） ありがとうございます。そちらにつきましては、今年度以降もたしか1回、2回、土木事務所のほうで関係者とうちの職員と土木の職員との間でそういう会議を設けておりますので、その中でそういう議論というか、将来的な搬入量の見込みについても出していけないといけないというようなこともその会議の場では出ておりますので、今後そういうのはさらに詰めていきたいと思っております。以上です。

○議長（池田 宜広君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑を終結します。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第82号

○議長（池田 宜広君） 日程第10、議案第82号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、前教育委員の任期満了により不在となっている教育委員の任命を必要とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の御同意をいただきたく、御提案申し上げるものであります。

まだ、同法律の規定により、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければなりませんので、このたび教育委員のうち保護者である者の後任として、岡田朋美氏を御提案申し上げます。

岡田氏は、昭和51年6月4日生まれ、鳥取大学医療技術短期大学部看護学科を御卒業され、現在は合同会社岡田薬局に勤務していらっしゃいます。夢が丘中学校3年生の子供をお持ちの保護者として、小学校や中学校では子ども会やPTA活動に精力的に取り組まれており、教育委員として適任と考え御提案申し上げるものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 宜広君） 提案説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） ございませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、記名によって行います。（「異議あり。無記名投票」「記名投票」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください。

ただいまの議長の宣告に対し、それぞれ2名以上の議員から動議がありましたので、会議規則第81条第2項の規定により、いずれの方法によるか無記名投票により採決をいたします。

この採決は、無記名によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（池田 宜広君） 暫時休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

ただいまの出席議員数は、議長を除く15名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、西村龍平君、3番、澤田俊之君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（池田 宜広君） 念のため申し上げます。無記名投票を行うことについて、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載を願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

また、開票の結果、過半数の賛成が得られなかった場合は、さらに記名投票を行うことについての採決を、無記名投票によって行います。

それでもなお過半数の賛成が得られない場合は、議長がいずれの方法かによることを決定をいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時05分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

投票用紙の配付漏れはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（池田 宜広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（島木 正和君） 申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1番 中村 茂君 2番 西村 龍平君 3番 澤田 俊之君
4番 米田 雅代君 5番 岡坂 遼太君 6番 森田 善幸君
7番 浜田 直子君 8番 河越 忠志君 9番 竹内敬一郎君
10番 重本 静男君 11番 岩本 修作君 12番 宮本 泰男君
13番 中井 勝君 14番 中井 次郎君 15番 小林 俊之君

以上です。

○議長（池田 宜広君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西村龍平君、澤田俊之君の開票立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（池田 宜広君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票、賛成 10 票、反対 5 票です。

以上のとおり、賛成 10 票でありますので、よって、本件については、無記名投票で採決することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（池田 宜広君） これから採決を行います。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員数は、議長を除く 15 名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番、米田雅代君、5 番、岡坂遼太君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（池田 宜広君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載を願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票については、会議規則第 83 条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 投票用紙配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（池田 宜広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（島木 正和君） 申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番	中村	茂君	2 番	西村	龍平君	3 番	澤田	俊之君
4 番	米田	雅代君	5 番	岡坂	遼太君	6 番	森田	善幸君
7 番	浜田	直子君	8 番	河越	忠志君	9 番	竹内敬一郎君	
10番	重本	静男君	11番	岩本	修作君	12番	宮本	泰男君
13番	中井	勝君	14番	中井	次郎君	15番	小林	俊之君

以上です。

○議長（池田 宜広君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4 番、米田雅代君、5 番、岡坂遼太君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（池田 宜広君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票、賛成 15 票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 11 選挙第 1 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 11、選挙第 1 号、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名をすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員に西村徹君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名しました西村徹君を兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西村徹君が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選をされました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 19 分休憩

午前 11 時 21 分再開

○議長（池田 宜広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 12 請願第 2 号

○議長（池田 宜広君） 日程第 12、請願第 2 号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願についてを議題といたします。

請願に対する委員長の審査報告を求めます。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） 請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

1、審査事件。請願第 2 号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願についてであります。令和 6 年 12 月 4 日、民生教育常任委員会に付託されたものであります。請願者、兵庫県美方郡新温泉町湯字大城 1684-29、美方郡教職員組合執行委員長、井上尊文氏であります。

2、審査の結果であります。令和 6 年第 135 回新温泉町議会定例会 1 日目、12 月 4 日の本会議において、本委員会に付託された事件である。その後、会期中における審査事件として、令和 6 年 12 月 11 日開催の委員会において審査を行いました。

本請願は、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、学校の働き方改革推進、教職員の勤務環境の改善及び長時間労働の是正を求めるものであり、当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものといたしました。以上です。

○議長（池田 宜広君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑はございませんね。

委員長、自席へ。どうぞ。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 27 分再開

○議長（池田 宜広君） 再開いたします。

追加日程第 1 意見書案第 3 号

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。ただいま意見書案第 3 号、持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出についてが提出をされました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

追加日程第 1、意見書案第 3 号、持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） 意見書案第 3 号、持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について、別紙持続可能な学校の実現をめざす意見書を新温泉町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。令和 6 年 12 月 17 日提出、新温泉町議会議長、池田宜広様。提出者、新温泉町議会議員、河越忠志。賛成者、新温泉町議会議員、浜田直子。賛成者、新温泉町議会議員、宮本泰男。

それでは、内容について、朗読をもって代えさせていただきます。

持続可能な学校の実現をめざす意見書案。今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職中の増加や早期退職者の増加など、深刻な教員不足により子供たちの豊かな学びと育ちに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については、上限を守らない状態が放置されています。骨太方針2024年では、中教審審議のまとめを踏まえ、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援などを一体的に進める2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど、給特法改正案を提出するとしています。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、まずは、骨太方針の実現は必要です。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定、実施すべきです。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が欠かせません。国においては、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実現を求めます。

記。学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。1、教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。(1)部活動の地域移行をさらに進めるため、財政的措置等を講ずること。(2)カリキュラムオーバー労働の実態にあることから、学校指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。2、教職員の定数改善を実施すること。3、自治体での取組が確実に進むよう、人の配置、確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。4、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること。5、引き続き勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年12月17日。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様。兵庫県新温泉町議会議長、池田宜広。以上です。

○議長（池田 宜広君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 質疑なしと認めます。

河越議員、自席へ。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りをいたします。別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府機関に提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま採択をされました意見書第3号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定をしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

ただいま休憩中に協議いたしましたとおり、令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）、特別会計及び公営企業会計7会計の補正予算につきましては、休憩のまま説明を受けることにいたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時36分休憩

午前11時50分再開

○議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

以上で、休憩中における令和6年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）、特別会計及び公営企業会計7会計の補正予算説明は終わりました。

○議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。本日の会議はこの辺で延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。

次は、12月24日火曜日、午前9時より会議を開きますので、議会議事堂にお集まりをください。長時間お疲れさまでした。

午前11時51分延会
